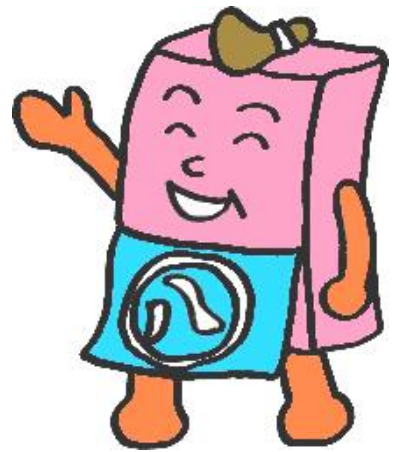




令和 5 年度

決算の概要 資料集



滋賀県近江八幡市
令和 6 年 1 0 月

目 次

1. 令和5年度決算について.....	1
(1) 令和5年度 各会計別決算額.....	1
(2) 普通会計 令和5年度決算額（歳入）	2
(3) 目的税などの使途状況.....	5
① 都市計画税.....	5
② 入湯税	5
③ 森林環境譲与税	6
④ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	7
(4) 普通会計 令和5年度決算額（歳出）	8
2. 令和5年度の財政分析	11
(1) 市債残高の状況.....	11
(2) 積立金残高の状況	12
(3) 主な財政指標の推移	13
(4) 市有財産の状況.....	20
(5) 公会計制度による財務状況（財務書類4表）	21

1. 令和5年度決算について

[決算認定については、市議会令和6年第3回定例会（9月議会）に上程。決算特別委員会で審議されたのち、第4回定例会（12月議会）にて認定予定です。]
例年どおり、「普通会計」による決算数値として公表します。

(1) 令和5年度 各会計別決算額

令和5年度の各会計決算状況

(単位：千円)

会 計 名		歳入		歳出		歳入歳出差引額		翌年度へ繰り越すべき 財源 ※1		実質収支額	
			前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
普通会計 ※ 2		45,409,513	97.4%	43,981,345	96.7%	1,428,168	124.1%	522,417	152.7%	905,751	112.0%
普通 会計	一 般 会 計	45,391,559	97.4%	43,963,690	96.7%	1,427,869	124.1%	522,417	152.7%	905,452	112.0%
	特 文 化 会 館 事 業	76,279	90.7%	75,980	90.7%	299	101.4%	0	—	299	101.4%
	公 営 事 業 会 計										
	別 国 民 健 康 保 険	7,695,427	103.2%	7,660,951	102.9%	34,476	281.1%	0	—	34,476	281.1%
	後 期 高 齢 者 医 療	1,149,782	105.3%	1,146,901	105.2%	2,881	211.1%	0	—	2,881	211.1%
	介 護 認 定 審 査 会 共 同 設 置 事 業	31,490	104.4%	31,490	104.4%	0	—	0	—	0	—
	介 護 保 険 事 業 (保 険 事 業 勘 定)	6,863,843	103.2%	6,668,137	103.5%	195,706	95.0%	0	—	195,706	95.0%
公 営 事 業 会 計	計 介 護 保 険 事 業 (サ ー ビ ス 事 業 勘 定)	9,482	102.0%	9,482	102.0%	0	—	0	—	0	—
	公 営 事 業 会 計 計	15,750,024	103.4%	15,516,961	103.3%	233,063	106.1%	0	—	233,063	106.1%

※1 翌年度へ繰り越すべき財源とは、令和5年度から令和6年度に繰り越した事業に伴う財源です。

※2 普通会計（一般会計＋文化会館事業特別会計）の算出では、構成される会計間で取引される経費は重複するため、控除（純計）処理しています。そのため、普通会計とその構成する各会計を合計しても一致しません。

ただし、会計ごとの決算額が分かりやすいように、普通会計の内訳となる会計の決算額は、純計除外前のもを記載しています。

●「一般会計と普通会計の違い」って？

地方公共団体は、実施する事業にかかる経費について「一般会計」と「特別会計」を設けています。
一般会計は、行政運営の基本的な経費を扱う会計で、市民の皆さんにとって身近な会計です。
これに対して、特別会計は、特定の事業について一般会計と区分して経理を明確にするための会計で、法令により設置しなければならない公営事業会計と、各団体が必要と判断し設置できる会計があります。

●「普通会計」とは？・・・地方財政統計上、統計的に用いられる**仮想（バーチャル）会計**です。

自治体の財政の規模は、団体によって、設置される特別会計も違えば一般会計が扱う範囲も違うため、単純な合算比較ができません。そこで、普通会計という各自治体共通の基準による統計上の会計区分を設定して、各自治体間の財政比較が可能となるようにしています。

本市の場合、普通会計の対象となるのは、一般会計と公営事業会計に属さない特別会計である文化会館事業特別会計です。これらの会計を合計する際には、会計間で取引される経費は重複するため、その経費を控除して算出します（この重複控除の処理を「純計」といいます）。

なお、本市の場合、この「普通会計」と、財政健全化法に基づき算定される健全化判断比率などで使用される「一般会計等」（純計ベース）は、同じ会計を指すものとなります。

(2) 普通会計 令和5年度決算額(歳入)

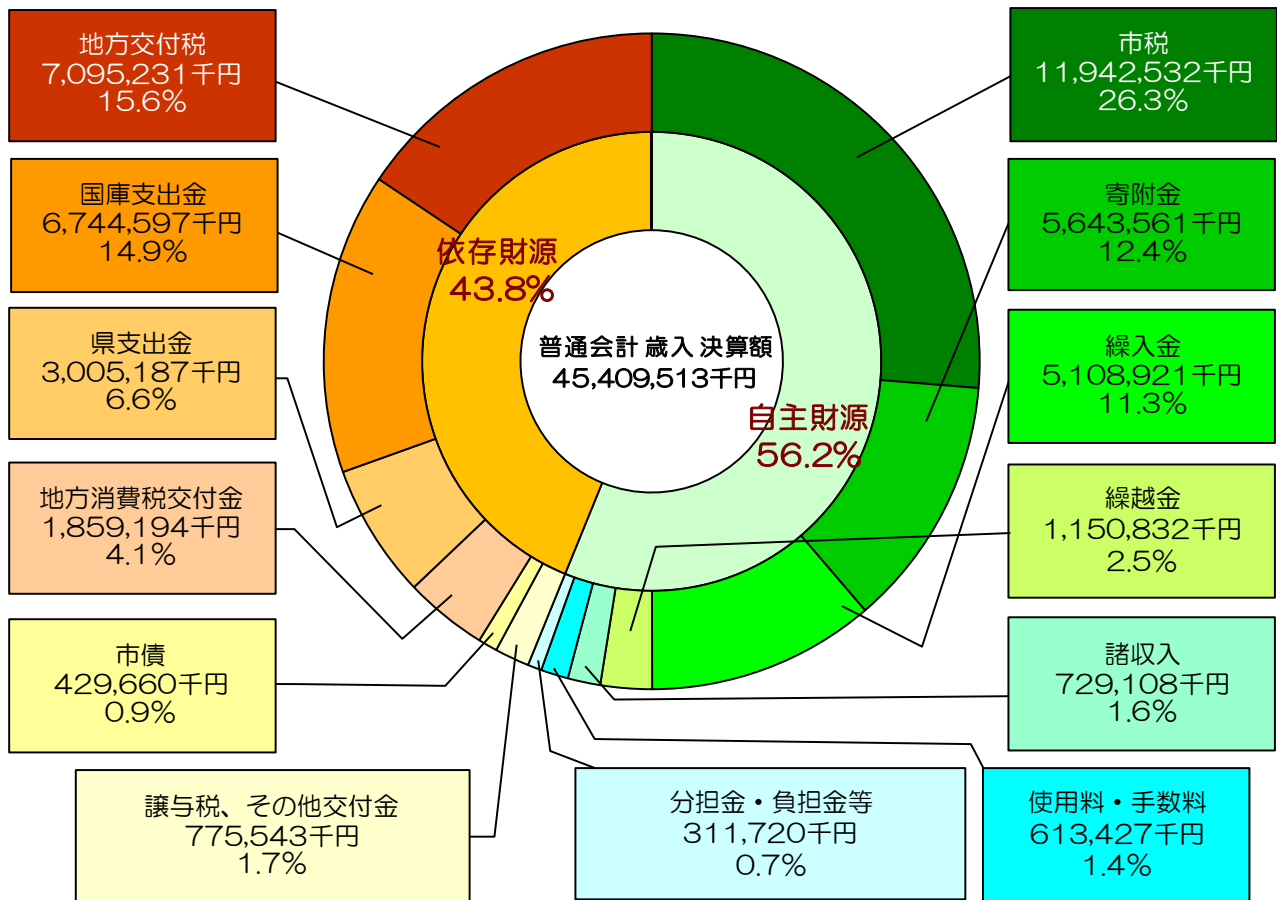
歳入総額 454 億 951 万 3 千円の構成比および前年度比較については下表のとおりです。

【普通会計歳入決算額の状況】

(単位：千円、%)

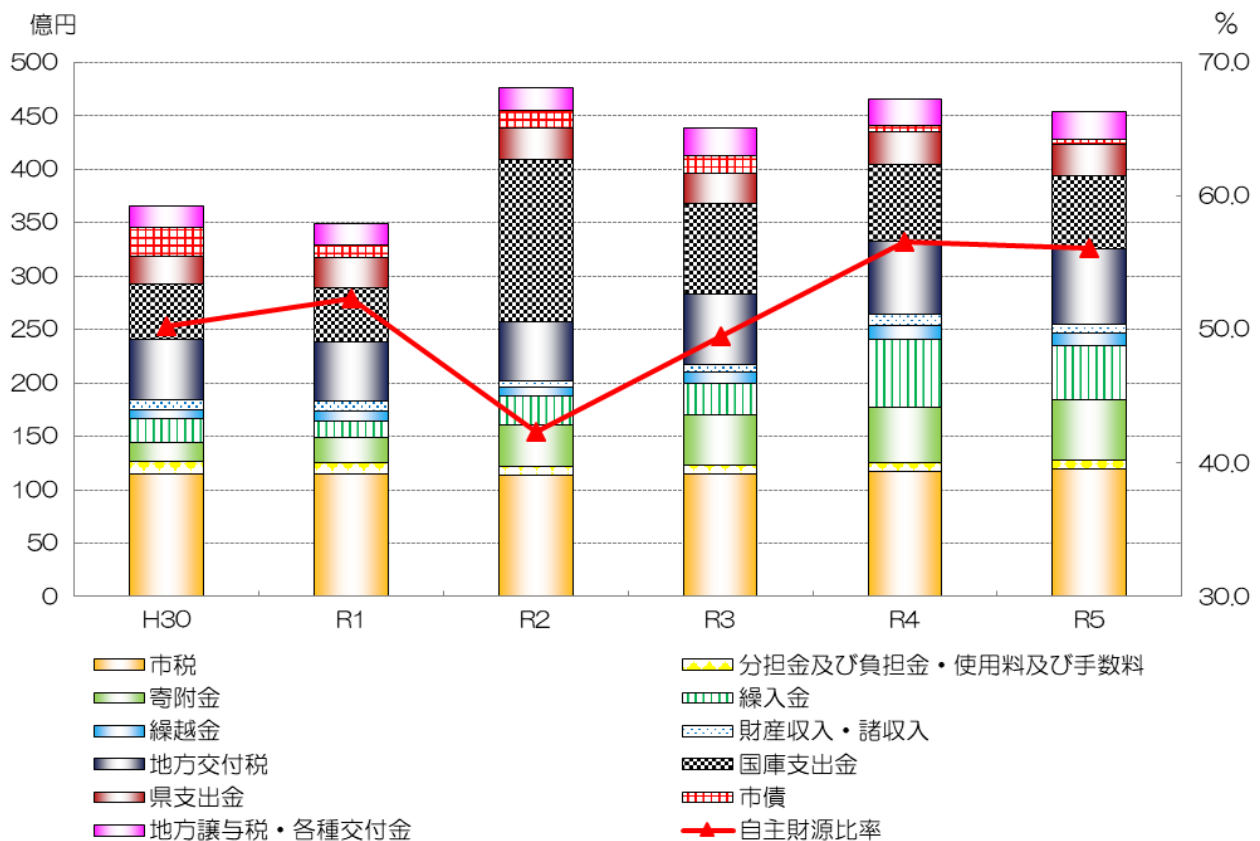
区 分	令和5年度		令和4年度		前年度対比	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸率
01 市 税	11,942,532	26.3	11,742,990	25.2	199,542	1.7
02 地 方 譲 与 税	236,674	0.5	234,281	0.5	2,393	1.0
うち 森 林 環 境 譲 与 税	9,634	0.0	9,634	0.0	0	0.0
03 利 子 割 交 付 金	5,303	0.0	6,291	0.0	▲ 988	▲ 15.7
04 配 当 割 交 付 金	75,916	0.2	62,817	0.1	13,099	20.9
05 株式等譲渡所得割交付金	83,488	0.2	49,743	0.1	33,745	67.8
06 地 方 消 費 税 交 付 金	1,859,194	4.1	1,862,704	4.0	▲ 3,510	▲ 0.2
07 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,558	0.0	-	-	3,558	皆増
08 環 境 性 能 割 交 付 金	42,493	0.1	36,517	0.1	5,976	16.4
09 法 人 事 業 税 交 付 金	204,521	0.4	184,593	0.4	19,928	10.8
10 地 方 特 例 交 付 金	115,366	0.3	121,313	0.3	▲ 5,947	▲ 4.9
11 地 方 交 付 税	7,095,231	15.6	6,899,319	14.8	195,912	2.8
普 通 交 付 税	6,025,553	13.2	5,861,251	12.6	164,302	2.8
特 別 交 付 税	1,069,678	2.4	1,038,068	2.2	31,610	3.0
12 交通安全対策特別交付金	8,224	0.0	8,247	0.0	▲ 23	▲ 0.3
13 分 担 金 及 び 負 担 金	178,631	0.4	172,146	0.4	6,485	3.8
14 使 用 料 及 び 手 数 料	613,427	1.4	628,034	1.3	▲ 14,607	▲ 2.3
15 国 庫 支 出 金	6,744,597	14.9	7,221,836	15.5	▲ 477,239	▲ 6.6
16 県 支 出 金	3,005,187	6.6	2,987,691	6.4	17,496	0.6
17 財 産 収 入	133,089	0.3	226,694	0.5	▲ 93,605	▲ 41.3
18 寄 附 金	5,643,561	12.4	5,158,903	11.1	484,658	9.4
19 繰 入 金	5,108,921	11.3	6,426,178	13.8	▲ 1,317,257	▲ 20.5
20 繰 越 金	1,150,832	2.5	1,262,507	2.7	▲ 111,675	▲ 8.8
21 諸 収 入	729,108	1.6	768,636	1.6	▲ 39,528	▲ 5.1
22 市 債	429,660	0.9	569,159	1.2	▲ 139,499	▲ 24.5
うち 臨 時 財 政 対 策 債	182,760	0.4	412,059	0.9	▲ 229,299	▲ 55.6
合 計	45,409,513	100.0	46,630,599	100.0	▲ 1,221,086	▲ 2.6
自 主 財 源	25,500,101	56.2	26,386,088	49.5	▲ 885,987	▲ 3.4
依 存 財 源	19,909,412	43.8	20,244,511	50.5	▲ 335,099	▲ 1.7
うち、歳入一般財源	24,377,958	53.7	24,352,517	54.3	25,441	0.1
経 常 財 源	19,996,374	44.0	19,569,293	43.6	427,081	2.2
臨 時 財 源	4,381,584	9.5	4,783,224	10.7	▲ 401,640	▲ 8.4

【普通会計歳入決算額の構成図】



※その他交付金（地方特例交付金・自動車取得税交付金・環境性能割交付金・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・交通安全対策特別交付金・法人事業税交付金）

【普通会計歳入決算額の推移】



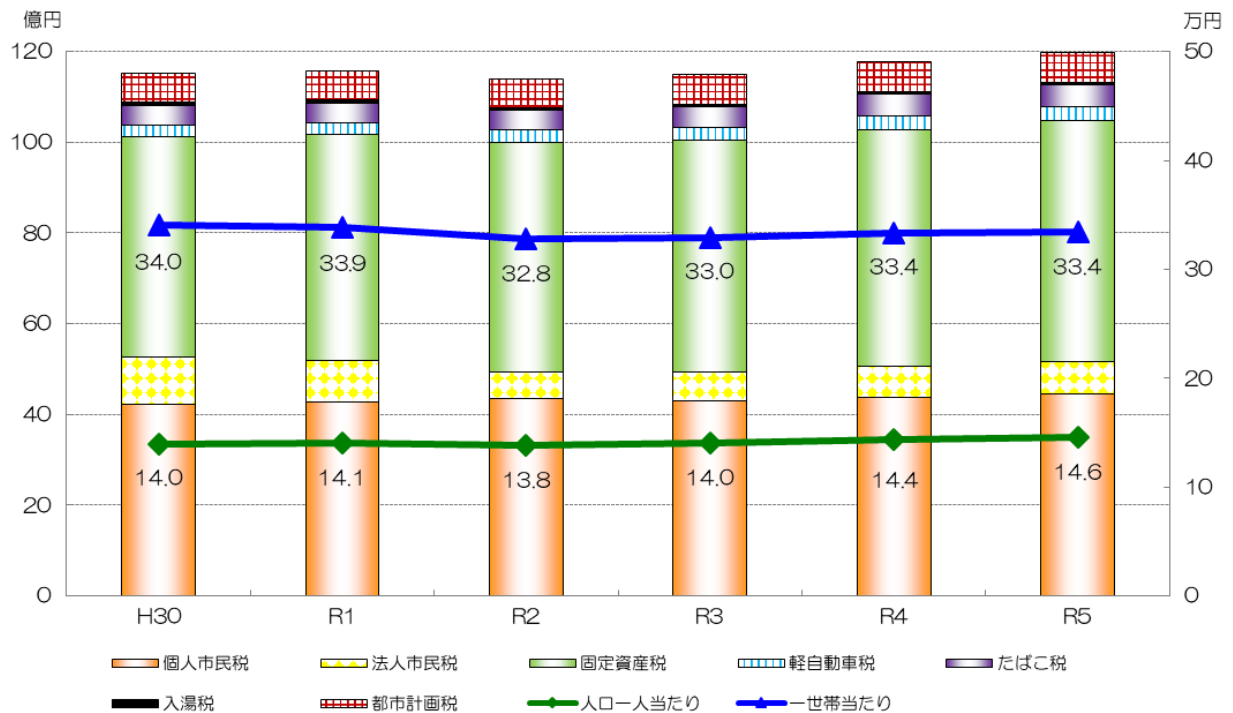
【市税 税目別決算額の状況】

(単位：千円、%)

		令和5年度		令和4年度		前年度対比	
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸率
市 民 税	個 人	4,462,028	37.4	4,363,022	37.2	99,006	2.3
	法 人	693,057	5.8	693,551	5.9	▲ 494	▲ 0.1
	計	5,155,085	43.2	5,056,573	43.1	98,512	1.9
固 定 資 産 税		5,322,247	44.5	5,221,867	44.4	100,380	1.9
軽 自 動 車 税		294,929	2.5	290,284	2.5	4,645	1.6
た ば こ 税		489,755	4.1	493,475	4.2	▲ 3,720	▲ 0.8
普通税 計		11,262,016	94.3	11,062,199	94.2	199,817	1.8
入 湯 税		14,456	0.1	14,576	0.1	▲ 120	▲ 0.8
都 市 計 画 税		666,060	5.6	666,215	5.7	▲ 155	0.0
目的税 計		680,516	5.7	680,791	5.8	▲ 275	0.0
市 税 計		11,942,532	100.0	11,742,990	100.0	199,542	1.7

(単位：円、%)

人 口 一 人 あ た り	146,029		143,788		2,241	1.6
一 世 帯 あ た り	334,347		333,655		692	0.2
人 口 (人)	81,782		81,669		113	0.1
世 帯 (戸)	35,719		35,195		524	1.5



(3) 目的税などの使途状況

市税には、その使途が定められていない普通税と、一定の事業目的を達成するために使途が定められている目的税などがあります。

① 都市計画税

都市計画税の令和5年度決算額は6億6,606万円で、公園や下水道の整備、これらの事業のために借り入れた市債の償還金などに充てられています。

(単位：千円)

区 分		年 度	令和5年度	令和4年度	増減額
都市計画事業費等	街 路		0	0	0
	公 園		62,071	12,701	49,370
	下 水 道		919,000	1,016,033	▲ 97,033
	そ の 他		81,833	115,867	▲ 34,034
	市 街 地 開 発 事 業		-	-	-
	都 市 計 画 事 業 計 A		1,062,904	1,144,601	▲ 81,697
	土 地 区 画 整 理 事 業 B		-	-	-
	市 債 償 還 額 C		159,298	153,747	5,551
合 計 (A + B + C) D			1,222,202	1,298,348	▲ 76,146
Dの財源内訳	地 方 債 E		0	26,000	▲ 26,000
	国 ・ 県 支 出 金 F		20,865	5,155	15,710
	負 担 金 そ の 他 G		41,386	39,498	1,888
	都 市 計 画 税 収 入 額 H		666,060	666,215	▲ 155
	一 般 財 源 等 I D - (E + F + G + H)		493,891	561,480	▲ 67,589
合 計			1,222,202	1,298,348	▲ 76,146
充当割合 $\frac{H}{H+I} \times 100 (\%)$ J			57.4%	54.3%	3.1%

② 入湯税

入湯税の令和5年度決算額は1,445万6千円で、観光振興事業費に充てられています。

(単位：千円)

区 分		年 度	令和5年度	令和4年度	増減額
入湯税対象事業費等	環 境 衛 生 施 設 整 備 費		13,377	14,646	▲ 1,269
	鉱 泉 源 保 護 管 理 施 設 整 備 費		-	-	-
	消 防 施 設 等 整 備 費		25,519	6,700	18,819
	観 光 施 設 整 備 費		-	-	-
	観 光 振 興 費 【入湯税充当】		44,377	298,133	▲ 253,756
	観 光 費 小 計		44,377	298,133	▲ 253,756
	入 湯 税 対 象 事 業 計 A		83,273	319,479	▲ 236,206
	市 債 償 還 額 B		248,876	248,943	▲ 67
合 計 (A + B) C			332,149	568,422	▲ 236,273
Cの財源内訳	国 ・ 県 支 出 金 D		7,731	15,216	▲ 7,485
	負 担 金 ・ 地 方 債 ・ そ の 他 E		31,399	117,806	▲ 86,407
	入 湯 税 収 入 額 F		14,456	14,576	▲ 120
	一 般 財 源 等 G C - (D + E + F)		278,563	420,824	▲ 142,261
合 計			332,149	568,422	▲ 236,273
充当割合 $\frac{F}{F+G} \times 100 (\%)$ H			4.9%	3.3%	1.6%

③ 森林環境譲与税

森林環境譲与税の令和5年度決算額は9,634千円で、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備その促進に充てられています。

(単位：千円)

		令和5年度	令和4年度	増減額
対象事業費 森林環境譲与税	間伐等の森林整備事業	11,987	11,657	330
	人材育成・担い手確保及び推進体制	0	0	0
	木材利用・普及啓発	1,993	2,050	▲57
	その他（基金積立）	0	0	-
	合計	13,980	13,707	273
財源内訳	国・県支出金	1,560	1,620	▲60
	地方債	0	0	-
	負担金その他	0	0	-
	一般財源等 A	12,420	12,087	333
	うち、森林環境譲与税 B	9,634	9,634	0
合計		13,980	13,707	273
充当割合 $\frac{B}{A} \times 100 (\%)$		77.6%	79.7%	▲2.1%

【森林環境譲与税の活用例】



↑ 間伐等の森林整備事業（里山再生整備）



← 木材利用・普及啓発（森林環境学習）

④ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）

消費税率のうち、一定率は地方消費税率として定められており、国から都道府県を通じて市町村へ交付金が交付されます。令和元年 10 月から 10%（うち、地方消費税率 2.2%（軽減税率有り））に引き上げられましたが、平成 26 年度に 5%から 8%へ引き上げられた分も含め、消費税率引き上げによる増収分は、地方税法 72 条の 116 の規定により、社会保障 4 経費（年金・医療・介護・少子化対策に要する経費）やその他の社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

（単位：千円）

		事業費	令和5年度	
			一般財源	充当した交付金
社会 保障 経 費	障 害 者 福 祉 事 業	3,105,310	923,753	116,521
	高 齢 者 福 祉 事 業	156,591	130,814	16,501
	児 童 福 祉 事 業	5,901,832	2,456,655	309,879
	母 子 福 祉 事 業	282,506	185,657	23,418
	生 活 保 護 扶 助 事 業	1,014,721	263,960	33,296
	そ の 他 総 合 福 祉 事 業	289,562	245,715	30,994
	社 会 福 祉 計	10,750,522	4,206,554	530,609
	介 護 保 険 事 業	1,005,547	961,329	121,261
	国 民 健 康 保 険 事 業	560,564	263,841	33,281
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1,181,060	996,187	125,657
	公 的 年 金 事 業	131,388	124,976	15,764
	社 会 保 険 計	2,878,559	2,346,333	295,963
	医 療 助 成 事 業	554,316	290,969	36,702
	病 院 事 業	856,199	853,918	107,712
	医 療 提 供 体 制 確 保 事 業	34,958	31,656	3,993
	疾 病 予 防 対 策 事 業	278,915	267,288	33,715
	健（検）診および健康増進事業	242,403	239,613	30,224
	保 健 衛 生 計	1,966,791	1,683,444	212,346
	合 計	15,595,872	8,236,331	1,038,918
財 源 内 訳	国 ・ 県 支 出 金	6,958,919		
	地 方 債	0		
	負 担 金 そ の 他	400,622		
	一 般 財 源 等 A	8,236,331		
	うち、地方消費税交付金増収分 B	1,038,918		
	合 計	15,595,872		
充当割合 $\frac{B}{A} \times 100 (\%)$		12.6%		

※社会保障経費の事業費は、事務費や事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）等を除外しています。

(4) 普通会計 令和5年度決算額(歳出)

歳出総額 439 億 8,134 万 5 千円の構成比並びに前年度比較については別表のとおりです。

【普通会計歳出決算額の状況】

性質別

(単位：千円、%)

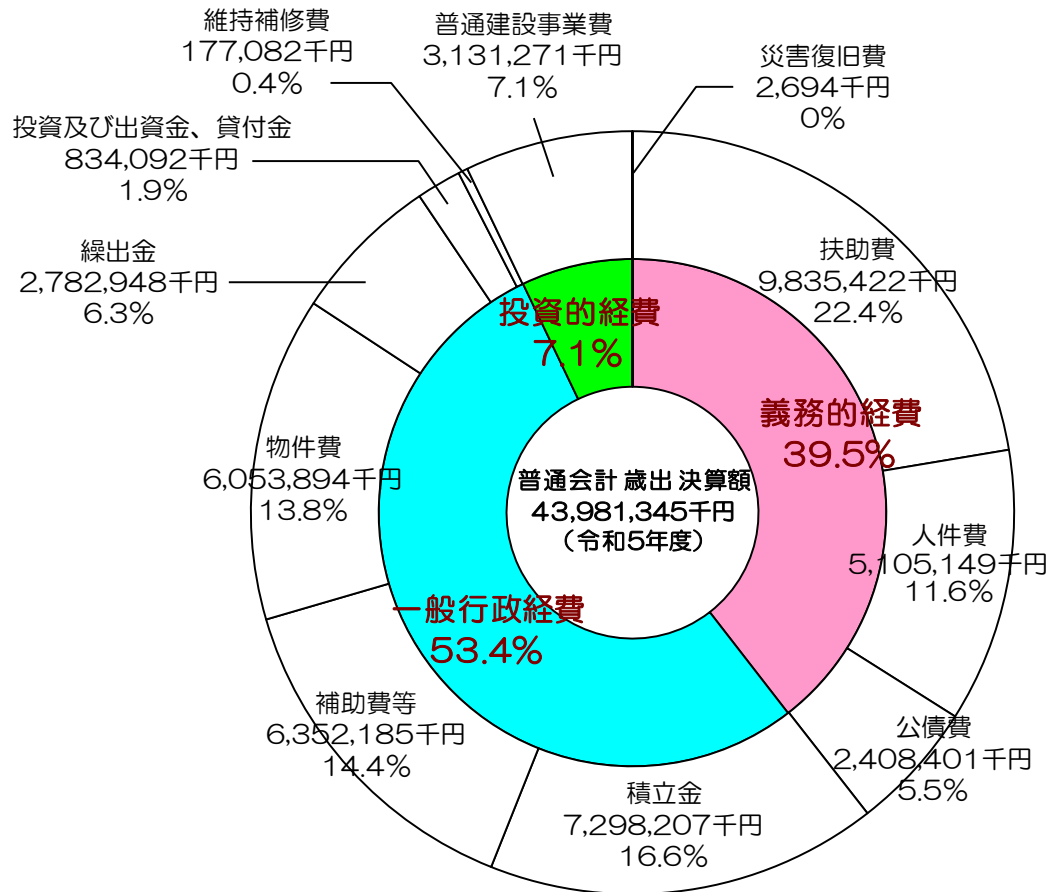
区 分	令和5年度		令和4年度		前年度対比	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸率
人 件 費	5,105,149	11.6	5,315,705	11.7	▲ 210,556	▲ 4.0
物 件 費	6,053,894	13.8	6,138,361	13.5	▲ 84,467	▲ 1.4
維 持 補 修 費	177,082	0.4	184,286	0.4	▲ 7,204	▲ 3.9
扶 助 費	9,835,422	22.4	9,080,531	20.0	754,891	8.3
補 助 費 等	6,352,185	14.4	6,620,613	14.6	▲ 268,428	▲ 4.1
普 通 建 設 事 業 費	3,131,271	7.1	2,474,563	5.5	656,708	26.5
災 害 復 旧 事 業 費	2,694	0.0	6,213	0.0	▲ 3,519	▲ 56.6
公 債 費	2,408,401	5.5	2,846,000	6.2	▲ 437,599	▲ 15.4
積 立 金	7,298,207	16.6	9,295,920	20.4	▲ 1,997,713	▲ 21.5
投資及び出資金・貸付金	834,092	1.9	832,905	1.8	1,187	0.1
繰 出 金	2,782,948	6.3	2,684,670	5.9	98,278	3.7
合 計	43,981,345	100.0	45,479,767	100.0	▲ 1,498,422	▲ 3.3
義 務 的 経 費 (人件費・扶助費・公債費)	17,348,972	39.5	17,242,236	37.9	106,736	0.6
一 般 行 政 経 費 等 (物件費・補助費等・繰出金他)	23,498,408	53.4	25,756,755	56.6	▲ 2,258,347	▲ 8.8
投 資 的 経 費 (普通建設事業費・災害復旧費)	3,133,965	7.1	2,480,776	5.5	653,189	26.3

目的別

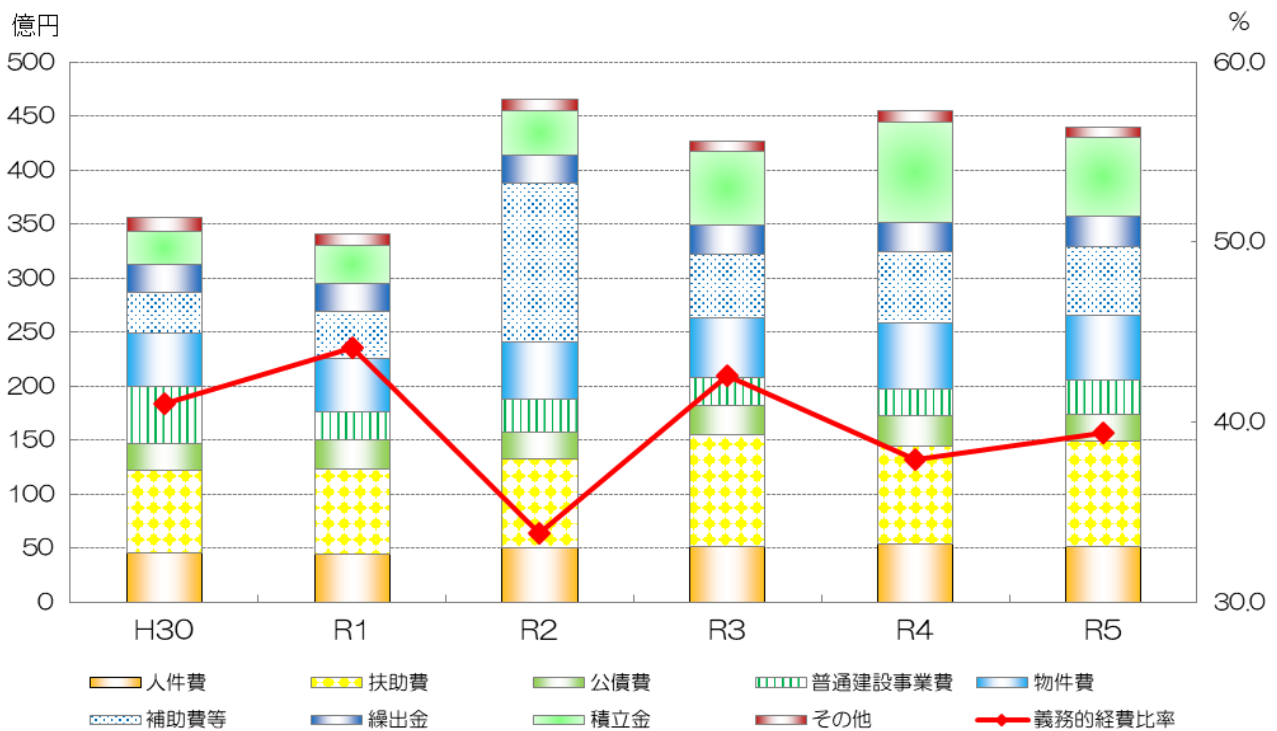
(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		前年度対比	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	伸率
01 議 会 費	223,784	0.5	231,443	0.5	▲ 7,659	▲ 3.3
02 総 務 費	13,274,194	30.2	12,793,161	28.1	481,033	3.8
03 民 生 費	14,763,188	33.6	16,399,149	36.1	▲ 1,635,961	▲ 10.0
04 衛 生 費	3,760,321	8.5	3,681,694	8.1	78,627	2.1
05 労 働 費	35,853	0.1	33,408	0.1	2,445	7.3
06 農 林 水 産 業 費	1,094,922	2.5	970,309	2.1	124,613	12.8
07 商 工 費	307,785	0.7	1,037,987	2.3	▲ 730,202	▲ 70.3
08 土 木 費	2,523,292	5.7	2,584,359	5.7	▲ 61,067	▲ 2.4
09 消 防 費	963,318	2.2	946,656	2.1	16,662	1.8
10 教 育 費	4,623,593	10.5	3,949,388	8.7	674,205	17.1
11 災 害 復 旧 費	2,694	0.0	6,213	0.0	▲ 3,519	▲ 56.6
12 公 債 費	2,408,401	5.5	2,846,000	6.2	▲ 437,599	▲ 15.4
合 計	43,981,345	100.0	45,479,767	100.0	▲ 1,498,422	▲ 3.3

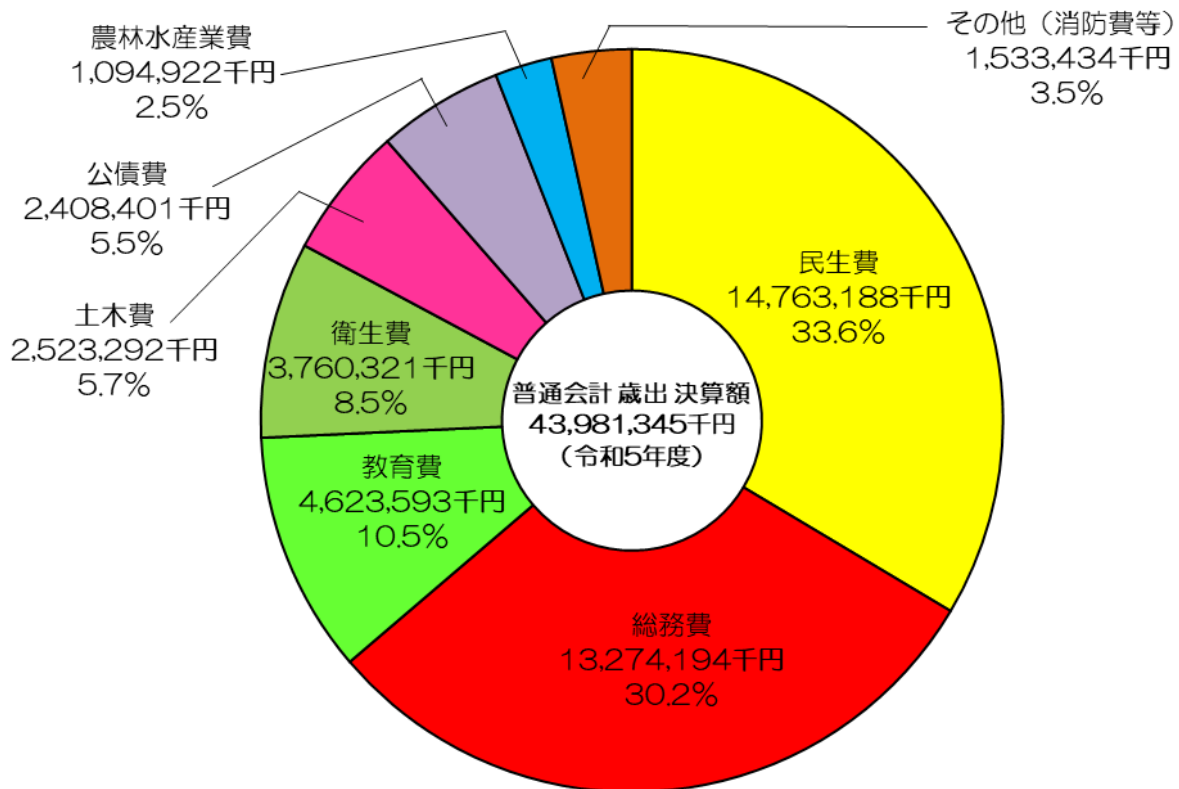
【普通会計歳出（性質別）決算額の構成図】



【普通会計歳出（性質別）決算額の推移】

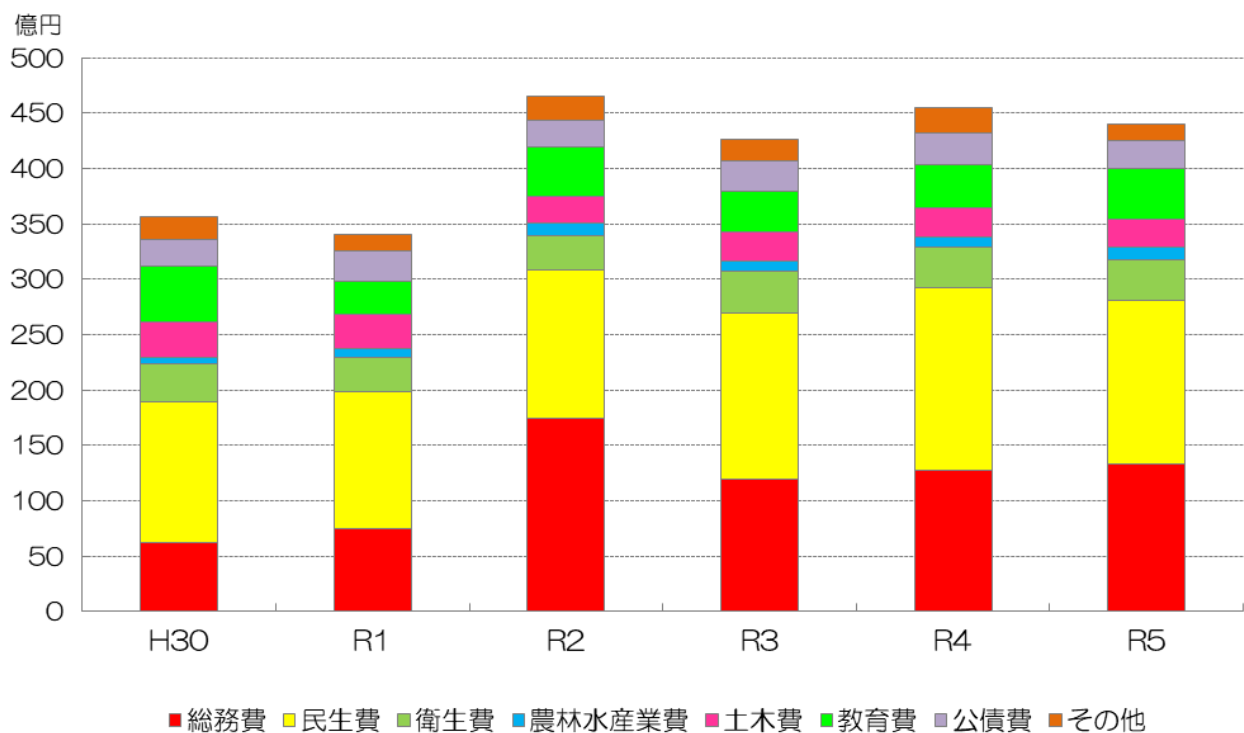


【普通会計歳出（目的別）決算額の構成図】



※その他（議会費・労働費・商工費・消防費・災害復旧費）

【普通会計歳出（目的別）決算額の推移】



※その他（議会費・労働費・商工費・消防費・災害復旧費）

2. 令和5年度の財政分析

(1) 市債残高の状況

令和5年度末の普通会計における市債残高（借金の残高）は、対前年度△18億9,836万4千円の210億7,722万7千円となりました。これは、これまで交付税措置のない市債や交付税措置割合の低い市債については発行を抑制してきたこと、国の地方財政対策において臨時財政対策債発行可能額が減額されたことなどによります。

また、臨時財政対策債の残高は、約118億円と普通会計市債残高全体の半分以上を占めています。臨時財政対策債は、国が財源不足の地方公共団体に地方交付税として配るお金の不足分を市が代わりに借金しているものであり、後年度に支払う元金・利子（返済金）は、交付税の算定において算入されます。

市債には、公共施設などを利用するすべての世代に、公平に建設費用を負担してもらうという側面もありますが、大型施設整備事業に対して多額の借入により対応した場合、残高（借金総額）は増加します。その元金・利子の返済は将来世代の負担となるため、基金（貯金）の有効活用や、繰上償還を実施するなど、借金を増やさない検討が必要です。

なお、特別会計における市債残高は、平成28年度以降0円となっています。

【会計別 令和5年度市債借入・償還・残高状況】

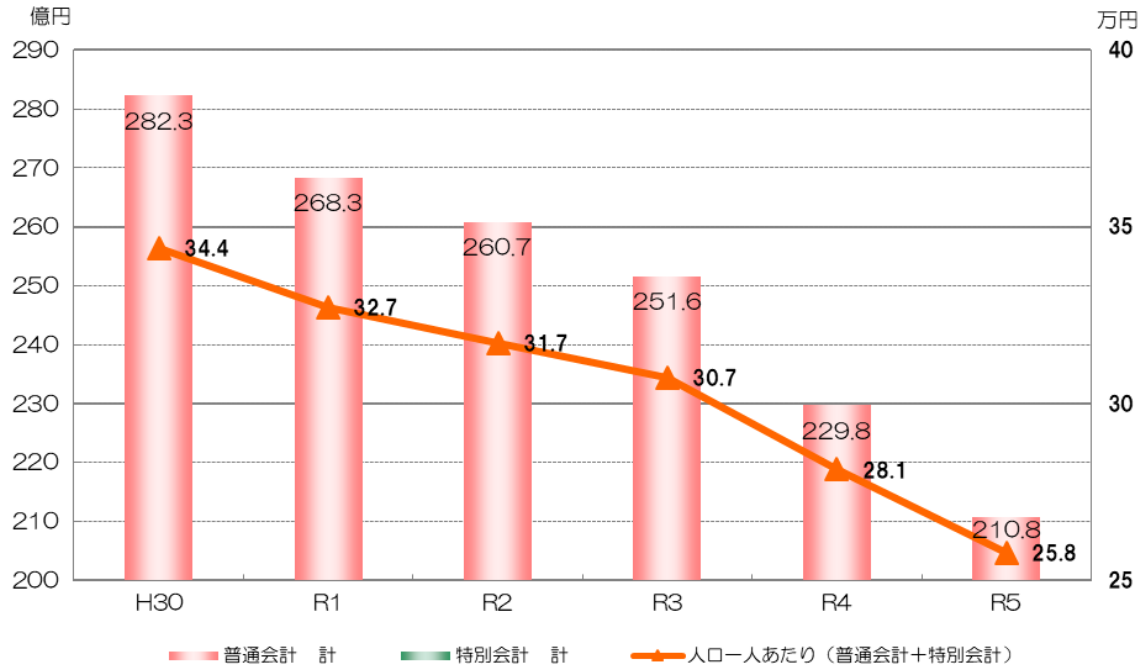
単位：千円

		令和4年度末 現在高	令和5年度 借入額	令和5年度償還額			令和5年度末 現在高	前年度残高対比	
				元金	利子	計		金額	伸率(%)
普通会計	普通債	9,981,205	246,900	998,957	56,437	1,055,394	9,229,148	▲ 752,057	▲ 7.5
	減税補てん債・臨時税収補てん債	66,909	0	27,946	71	28,017	38,963	▲ 27,946	▲ 41.8
	臨時財政対策債	12,927,477	182,760	1,301,121	23,869	1,324,990	11,809,116	▲ 1,118,361	▲ 8.7
	普通会計計	22,975,591	429,660	2,328,024	80,377	2,408,401	21,077,227	▲ 1,898,364	▲ 8.3
特別会計	国民健康保険事業	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	特別会計計	0	0	0	0	0	0	0	0.0
普通会計＋特別会計 合計		22,975,591	429,660	2,328,024	80,377	2,408,401	21,077,227	▲ 1,898,364	▲ 8.3

単位：円

人口一人あたり	普通会計	281,326					257,725	▲ 23,601	▲ 8.4
	特別会計	0					0	0	0.0
	普通会計+特別会計	281,326					257,725	▲ 23,601	▲ 8.4
	人口（人）	81,669					81,782	113	0.1

【市債（借金）残高の推移】



(2) 積立金残高の状況

令和5年度末の普通会計における積立金残高（貯金の残高）は、前年度末より21億8,948万4千円増え、281億2,063万9千円となりました。これは、ふるさと応援寄附金の積立や、後年度の大型施設整備に備えた公共施設整備基金の積立などによります。積立金については、市債等の他の財源とバランスを図りながら効果的に活用していきます。

【会計別 令和5年度積立金残高状況】

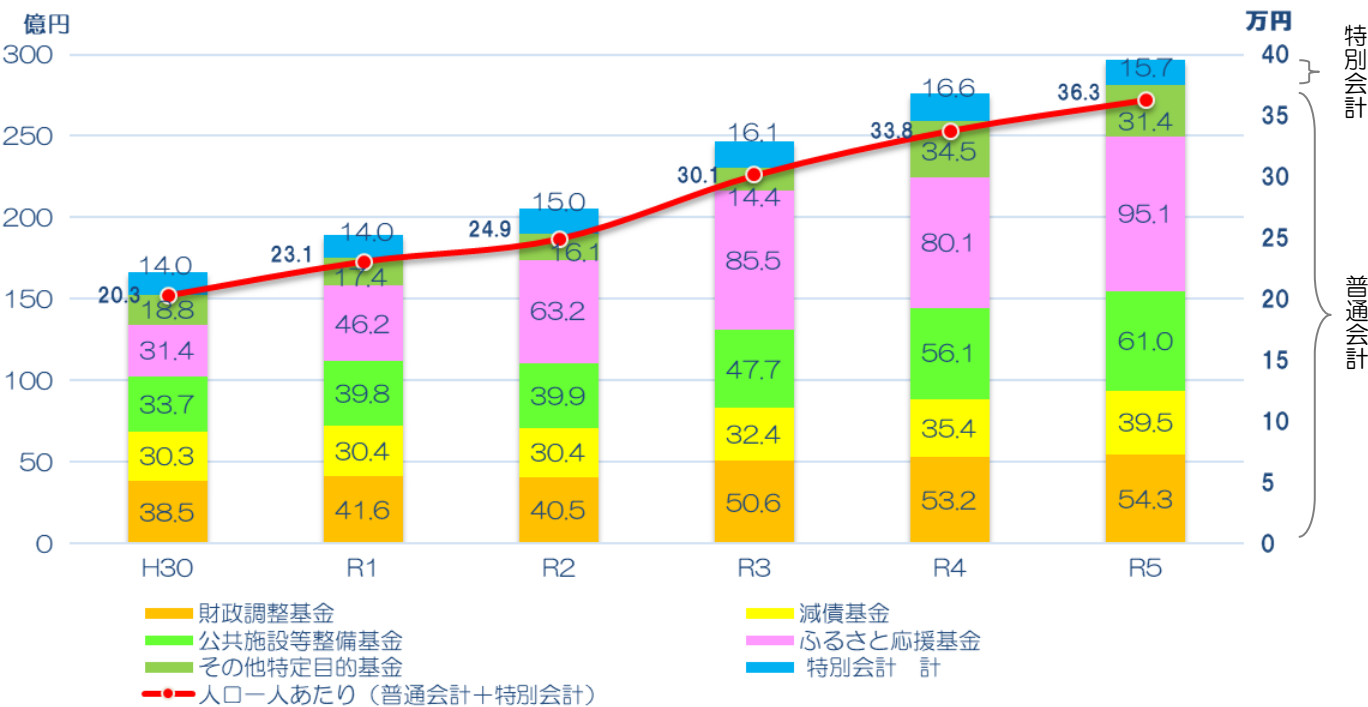
単位：千円

	名 称	令和4年度末 現在高	年度中増減		令和5年度末 現在高	前年度残高対比	
			積立額	取崩額		増減額	伸率(%)
普通会計	財政調整基金	5,318,848	406,789	300,000	5,425,637	106,789	2.0
	減債基金	3,543,633	401,706	0	3,945,339	401,706	11.3
	公共施設等整備基金	5,607,156	793,260	299,814	6,100,602	493,446	8.8
	福祉基金	76,503	879	608	76,774	271	0.4
	職員退職手当基金	682,660	36,498	0	719,158	36,498	5.3
	ふるさと応援基金	8,014,004	5,633,080	4,134,086	9,512,998	1,498,994	18.7
	ふるさと創生基金	91,607	66	0	91,673	66	0.1
	安土墓地公園基金	44,326	5,782	1,101	49,007	4,681	10.6
	歴史まちづくり基金	35,868	26	0	35,894	26	0.1
	改良住宅基金	92,214	19,786	17,944	94,056	1,842	2.0
	大災害支援基金	75,449	55	0	75,504	55	0.1
	農業振興基金	28,827	21	738	28,110	▲717	▲2.5
	子ども・子育て支援基金	2,320,060	259	354,432	1,965,887	▲354,173	▲15.3
普通会計計		25,931,155	7,298,207	5,108,723	28,120,639	2,189,484	8.4
特別会計	国民健康保険（財政調整）	568,855	5,027	140,000	433,882	▲134,973	▲23.7
	介護保険（給付準備）	1,093,850	42,265	0	1,136,115	42,265	3.9
	特別会計計	1,662,705	47,292	140,000	1,569,997	▲92,708	▲5.6
普通会計＋特別会計 合計		27,593,860	7,345,499	5,248,723	29,690,636	2,096,776	7.6

単位：円

人口一人あたり	普通会計	317,515			343,849	26,334	8.3
	特別会計	20,359			19,197	▲1,162	▲5.7
	普通会計＋特別会計	337,874			363,046	25,172	7.5
	人口（人）	81,669			81,782	113	0.1

《 積立金（貯金）残高の推移 》



(3) 主な財政指標の推移

※グラフにおける「滋賀県内市平均」は速報値ベースのため、確定時に変動する可能性があります。

(単位：千円・%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準財政規模	18,251,741	18,289,641	18,877,749	19,727,431	19,396,790	19,761,515
うち、臨時財政対策債発行可能額	1,240,492	964,071	999,724	1,429,411	412,059	182,760
実質収支比率	3.0	3.2	4.3	5.6	4.2	4.6
経常収支比率	89.7	90.5	91.5	85.6	88.6	89.5
減税補てん債及び臨時財政対策債を 経常一般財源から除いた率	96.0	95.5	96.7	90.2	90.5	90.3
財政力指数（単年度）	0.682	0.686	0.688	0.638	0.639	0.640
（3カ年平均）	0.679	0.681	0.685	0.671	0.655	0.639
地方債現在高比率	154.7	146.7	138.1	127.5	118.5	106.7
積立金現在高比率	83.7	95.9	100.7	116.9	133.7	142.3
健全化判断比率						
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率（単年度）	2.2	1.5	0.9	1.1	0.2	0.0
（3カ年平均）	3.1	2.3	1.5	1.1	0.7	0.4
将来負担比率	-	-	-	-	-	-

● 一般財源の標準規模

《 標準財政規模 》

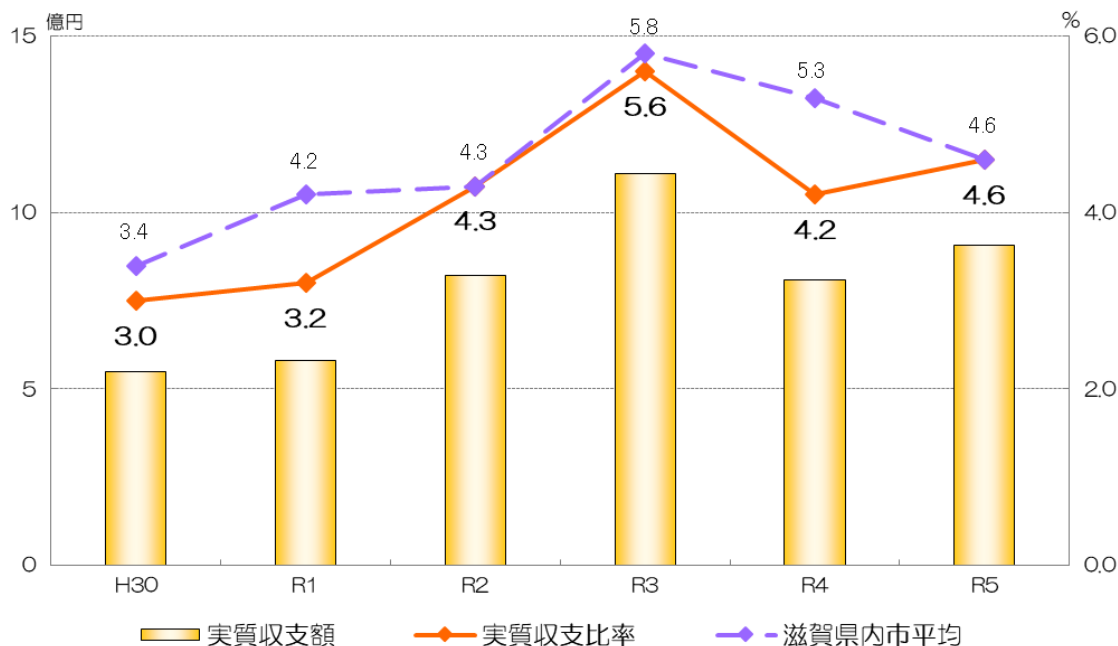
自治体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源（使いみちが特定されない収入）の規模のことです。法定普通税（超過税率相当分を除く）、地方譲与税、県税交付金、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額などから構成され、各指標算定の分母となることが多い数値です。

● 財政運営の健全性を表す指標

《 実質収支比率 》

自治体の純余剰（黒字）または純不足（赤字）の額（実質収支額といいます）が、標準財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示すものです。値が正なら黒字、負なら赤字の規模を表します。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{普通会計の実質収支額}}{\text{標準財政規模}}$$



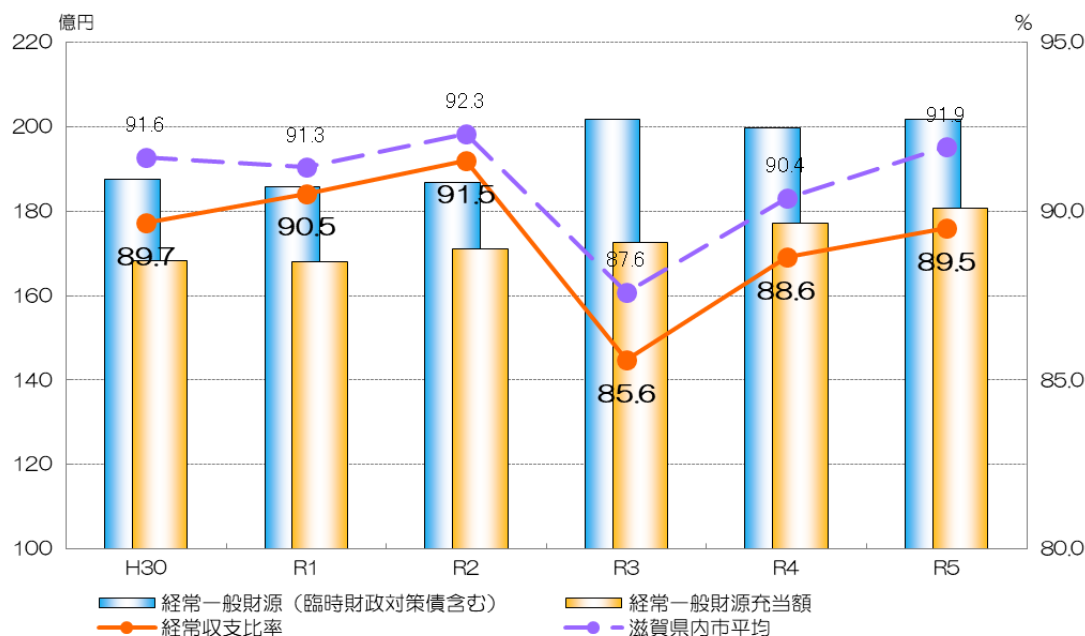
・決算は黒字。
・実質収支比率は適正な規模となっています。

● 財政構造の弾力性を表す指標

《 経常収支比率 》

常に収入が見込まれる歳入のうち使いみちが特定されない収入（経常一般財源：市税や普通交付税など）が、人件費・扶助費（高齢者や子ども・障がい者などへの援助費）・公債費（借入金の返済）や施設の維持管理などの経常経費にどの程度使われたかを計るものであり、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられています。経常収支比率は低いほど、臨時的な経費に対して余裕を持つことを表し、財政構造に弾力性があることになります。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}}$$



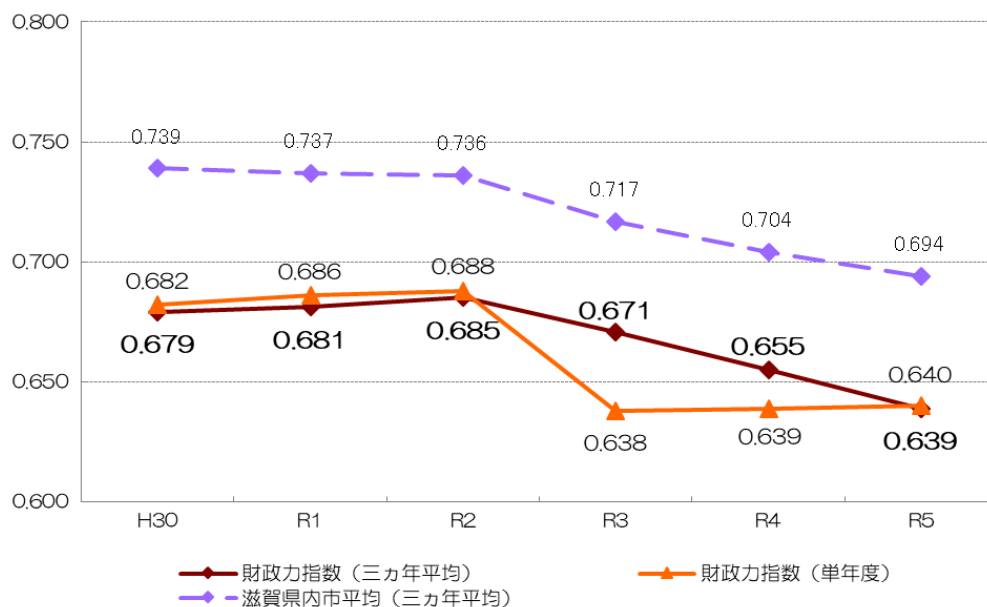
・昨年度より 0.9%ポイント悪化。
・県内他市においても同様の傾向にあり、全体的に財政の硬直化が進んでいるといえます。

● 財政力の強弱を表す指標

《 財政力指数 》

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で割った値で、通常はその数値の直近3年間の単純平均で表されます。この数値が1に近い、あるいは、1を超えるほど余裕財源を保有していることになり、財政基盤の強さや財源の余裕度を示す指標として使われます。普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付基準額をベースに交付されます。単年度の財政力指数が1を超えると、普通交付税は交付されません。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{ の3カ年平均}$$



・本市は主要法人が少ないことから構造的に担税力が弱く、財政力は県内他市と比べると依然として低位に位置しています。

● 今後返済しなければならない借入金残高の規模を表す指標

《 地方債現在高比率 》

標準財政規模に対して、今後返済しなければならない借入金の元金残高の負担割合を表す指標で、高いほど将来において借入金返済にかかる負担が大きいことを示します。

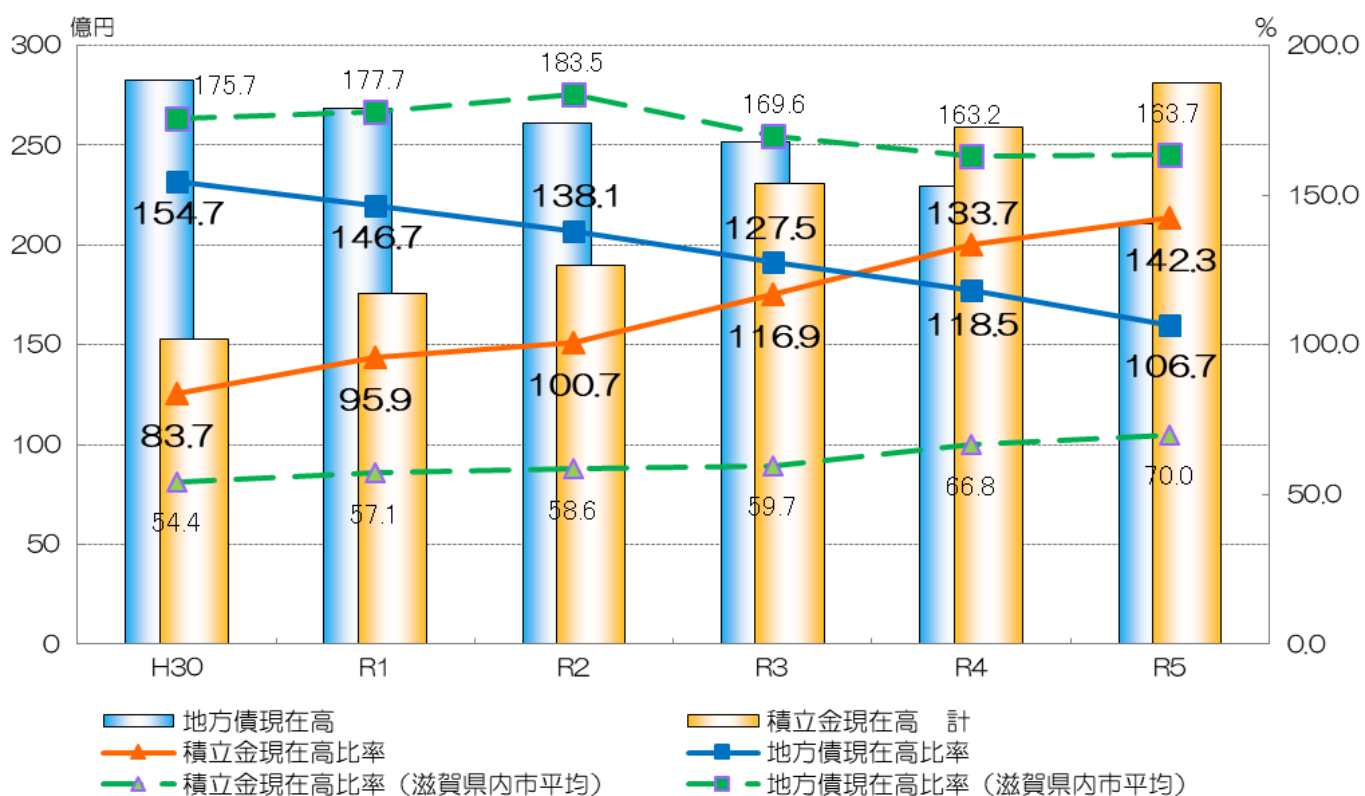
$$\text{地方債現在高比率} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}}$$

● 現在の貯金の規模を表す指標

《 積立金現在高比率 》

標準財政規模に対して、自治体の貯金である積立金の残高の割合を表す指標で、高いほど将来に対する貯えがあることを示します。

$$\text{積立金現在高比率} = \frac{\text{積立金現在高}}{\text{標準財政規模}}$$



・地方債現在高比率・積立金現在高比率ともに、県内他市と比較して良好な数値を示しています。しかしながら、大型施設整備事業の実施に伴う市債の新規借入や積立金の取り崩しが見込まれることから、引き続き比率の悪化に留意しなければなりません。

【健全化判断比率】

平成 18 年度決算以前の地方公共団体の財政再建制度（地方財政再建促進特別措置法および地方公営企業法）では、事態が深刻化するまで状況が明らかにならないという課題がありました。

そこで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（「財政健全化法」）が新たに制定され、平成 19 年度決算から各地方公共団体における健全化判断比率等の公表が開始となり、平成 20 年度決算から財政健全化計画の策定の義務付けなどを含めた全面的な法施行がされています。

これは、地方公共団体の財政状況を、健全段階・早期健全化（イエローカード）・財政再生（レッドカード）の3段階に分けて、それぞれの段階における対処について定めることにより、財政の健全性を確保するものです。いずれかの比率が法に定める基準以上となった場合、財政健全化計画もしくは財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らねばなりません。

健全化判断比率は、法施行から**毎年基準を下回り続けており**、令和5年度も全て基準を下回り、引き続き「**健全な状況**」を維持しています。ただし、今後実施予定の施設整備事業等に対して多額の市債借入によって対応することとなれば、「実質公債費比率」「将来負担比率」ともに数値が上昇すると見込まれますが、イエローカードとなる早期健全化基準を超えることのないよう、市債と基金のバランスや事業費や事業の規模・実施時期などを検討しつつ、健全段階の比率を維持します。

＜ 近江八幡市における健全化判断比率・資金不足比率の算定対象 ＞

近江八幡市における健全化判断比率・資金不足比率の対象

一般会計等	一般会計			実質赤字比率	
	一般会計等に属する特別会計	文化会館事業特別会計			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業にかかる特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計		連結実質赤字比率	
		後期高齢者医療特別会計			
		介護認定審査会共同設置事業特別会計			
		介護保険事業特別会計（保険事業勘定）			
		介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）			
	公営企業会計	公営企業にかかる会計	法適用企業		水道事業会計
			下水道事業会計		
			病院事業会計		
一部事務組合等	東近江行政組合		将来負担比率	資本金不足率	
	滋賀県市町村職員研修センター				
	滋賀県後期高齢者医療広域連合				

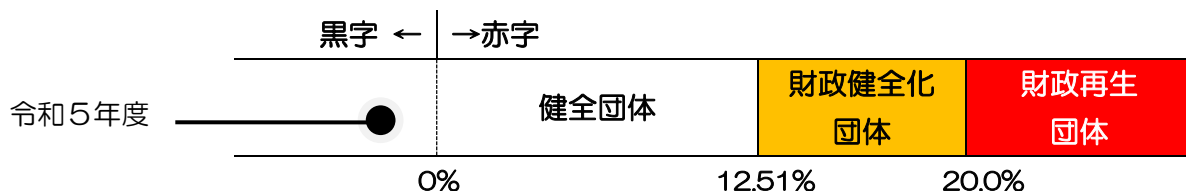
※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定。

《 実質赤字比率 》

福祉・教育・まちづくりなど、行政運営の基本的な経費を扱う一般会計等における赤字の程度を示します。数値が大きいほど、財政が厳しい状況であることを表します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

本市の一般会計等は黒字決算のため、実質赤字比率は算定されません。



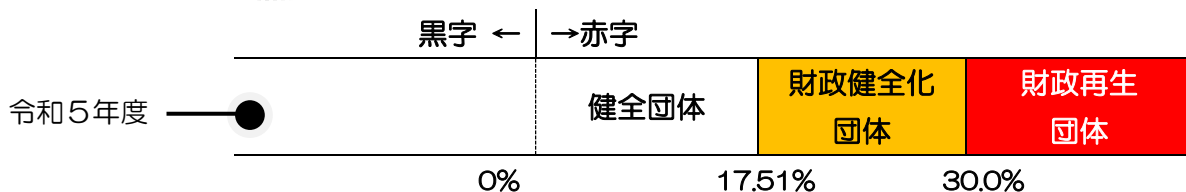
	令和5年度	令和4年度
一般会計等の実質収支額 (a)	905,751 千円	808,673 千円
標準財政規模 (b)	19,761,515 千円	19,396,790 千円
実質収支比率 (c) 【a/b*100】	4.58%	4.16%
実質赤字比率（赤字の場合） (d) 【a/b*100】	—	—
早期健全化基準	12.51%	12.53%
財政再生基準	20.00%	20.00%

《 連結実質赤字比率 》

すべての会計（一般会計、特別会計に加えて病院事業会計、水道事業会計など）の赤字や黒字を合計し、市全体としての赤字の程度を表すものです。数値が大きいほど、市全体の財政が厳しい状況であることを表します。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

すべての会計の収支等を足し合わせた結果も黒字のため、連結ベースでも赤字比率は算定されません。



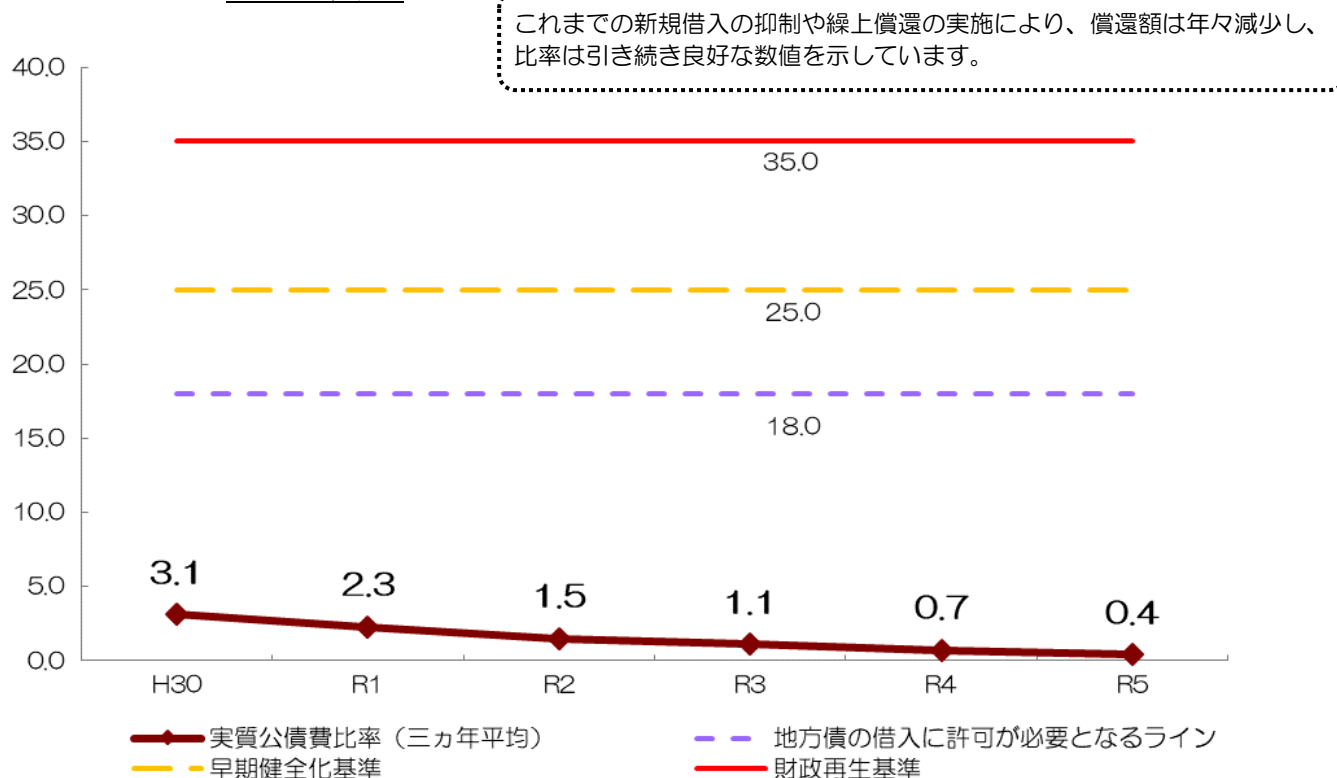
	令和5年度	令和4年度
一般会計等の実質収支額 (a)	905,751 千円	808,673 千円
上記以外の会計の実質収支額など (b)	10,649,653 千円	10,302,777 千円
全ての会計の実質収支額など (c) 【a+b】	11,555,404 千円	11,111,450 千円
標準財政規模 (d)	19,761,515 千円	19,396,790 千円
連結実質収支比率 (e) 【c/d*100】	58.47%	57.28%
連結実質赤字比率（赤字の場合） (e) 【c/d*100】	—	—
早期健全化基準	17.51%	17.53%
財政再生基準	30.00%	30.00%

《 実質公債費比率 》

借入金の返済額およびこれに準じる額（公営企業債の償還にかかる特別会計への繰出額など）の程度を示す指標で、通常、直近3ヵ年の平均値が用いられます。数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

の3ヵ年平均



	令和5年度	令和4年度
元利償還金充当一般財源等額 (a)	2,145,557 千円	2,217,635 千円
準元利償還金 (b)	736,556 千円	749,772 千円
元利償還金充当一般財源等額＋準元利償還金 (c) 【a+b】	2,882,113 千円	2,967,407 千円
標準財政規模 (d)	19,761,515 千円	19,396,790 千円
基準財政需要額算入額 (e)	2,874,305 千円	2,928,273 千円
分子となるもの (f) 【c-e】	7,808 千円	39,134 千円
分母となるもの (g) 【d-e】	16,887,210 千円	16,468,517 千円
実質公債費比率（単年度） (h) 【f/g*100】	0.0%	0.2%
実質公債費比率（3ヵ年平均）	0.4%	0.7%
早期健全化基準	25.0%	25.0%
財政再生基準	35.0%	35.0%

※元利償還金充当一般財源等額…元利償還金（借入金の返済額）から特定財源等に係る額を除いた額

※準元利償還金…公営企業の借入金返済に対する一般会計等からの繰出金など、実質上の借入金返済と認められる額

※基準財政需要額算入額…元利償還金・準元利償還金に対して、普通交付税需要額にて一定割合措置される額

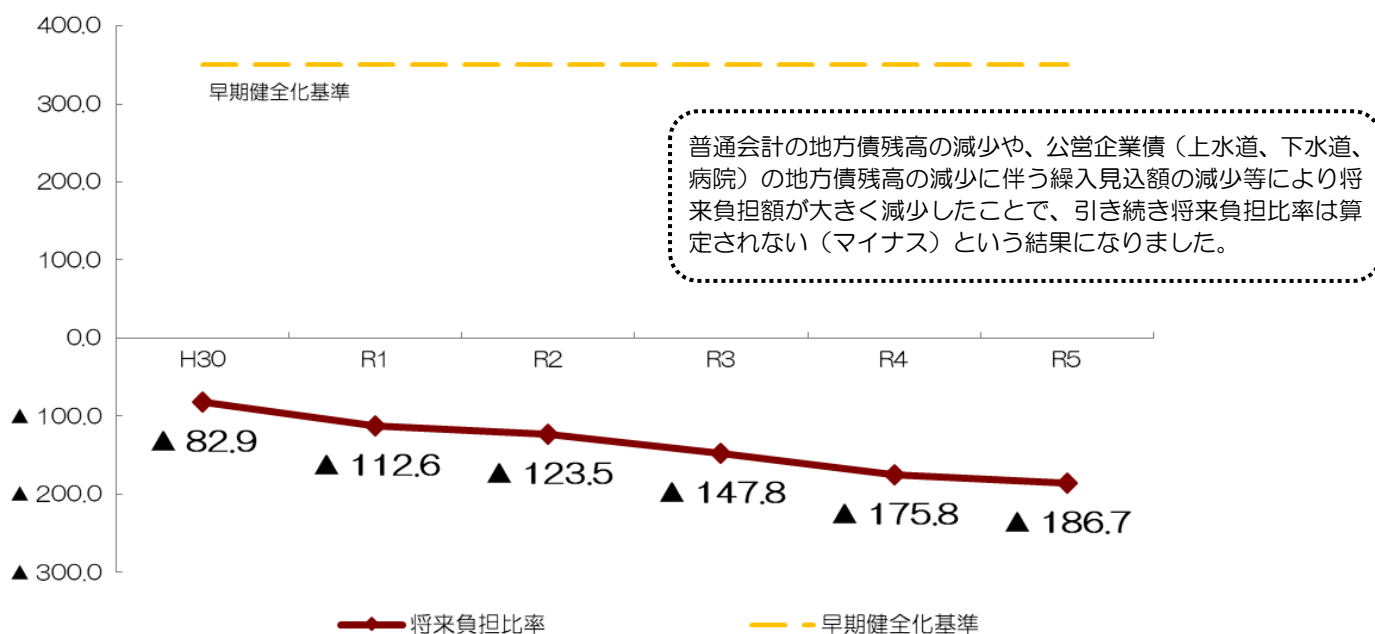
《 将来負担比率 》

借入金や将来支払っていく可能性のある負担額などの現時点での残高の程度を表します。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。

一般会計等の借入金残高や退職手当のほか、特別会計の借入金返済に対する繰出金なども含めて将来負担すべき額を計算し、さらにこの負担額に充てることができる収入見込額などを差し引いて計算されます。この差し引く収入見込額が将来負担額より大きい場合は、比率はマイナスとなり算定されません。

なお、将来負担比率には早期健全化基準が設けられていますが、財政再生基準は設けられていません。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$



		令和5年度	令和4年度
将来負担額	(a) ※内訳は別表参照	30,414,267 千円	33,155,418 千円
充当可能財源等	(b) ※内訳は別表参照	61,949,237 千円	62,115,113 千円
標準財政規模	(c)	19,761,515 千円	19,396,790 千円
基準財政需要額算入額	(d) ※単年度の交付税措置額	2,874,305 千円	2,928,273 千円
分子となるもの	(e) 【a-b】	▲31,534,970 千円	▲28,959,695 千円
分母となるもの	(f) 【c-d】	16,887,210 千円	16,468,517 千円
将来負担比率	(g) 【e/f*100】	—	—
参考：マイナスで表示		▲186.7%	▲175.8%
早期健全化基準		350.0%	350.0%

※将来負担額(a) ……一般会計等の借入金残高や将来負担する見込みの職員退職手当のほか、特別会計や一部事務組合（消防など広域で扱う行政団体）の借入金返済に対する繰出金、関連法人の負債に対する負担見込額など。

※充当可能財源(b) ……上記の負債に対して充当可能な積立金（基金）の残高や将来収入が見込まれる特定財源、将来の借入金返済に対して普通交付税需要額にて一定割合措置される額など。

将来負担比率算定における「将来負担額」「充当可能財源等」の内訳

将来負担額 (a)

	令和5年度	令和4年度	前年度対比
市債残高 ①	21,077,227 千円	22,975,591 千円	▲1,898,364 千円
債務負担行為支出予定額 ②	0 千円	43,625 千円	▲43,625 千円
公営企業債等繰入見込額 ③	5,431,220 千円	6,230,363 千円	▲799,143 千円
組合等負担等見込額 ④	277,637 千円	331,273 千円	▲53,636 千円
退職手当負担見込額 ⑤	3,628,183 千円	3,574,566 千円	53,617 千円
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	0 千円	0 千円	—
将来負担額 ①～⑥ 計	30,414,267 千円	33,155,418 千円	▲2,741,151 千円

- ・市債残高（一般会計等の借入金）は繰上償還や発行抑制により、約 19 億円減少しました。
- ・公営企業（上水道、公共下水道や病院等）の地方債残高の減少等に伴い、借入金に対する一般会計等の負担見込額が約 8 億円減少しました。

充当可能財源等 (b)

	令和5年度	令和4年度	前年度対比
充当可能基金 ①	30,317,452 千円	28,219,495 千円	2,097,957 千円
充当可能特定歳入 ②	1,942,561 千円	2,187,037 千円	▲244,476 千円
うち、都市計画税	1,942,561 千円	2,187,037 千円	▲244,476 千円
基準財政需要額算入見込額 ③	29,689,224 千円	31,708,581 千円	▲2,019,357 千円
充当可能財源等 ①～③ 計	61,949,237 千円	62,115,113 千円	▲165,876 千円

- ・充当可能基金はふるさと納税や公共施設等整備基金等を積み立てたことにより約 21 億円増加しました。
- ・充当可能特定歳入（都市計画税等）および基準財政需要額算入見込額（借入金の返済に対して普通交付税需要額にて一定割合措置される額）が、それぞれ約 2.5 億円と約 20.2 億円ずつ減少しました。（下水道整備や病院施設に伴う借入金の算入減によるもの）

（参考）公営企業の経営状態の判断指標

《 資金不足比率 》

公営企業の事業規模（料金収入の規模）に対する資金不足額の程度を表す指標で、公営企業会計ごとに算定します。資金不足（赤字）がある場合に算定され、黒字の場合は算定されません。赤字の場合は、数値が大きいほど経営が厳しい状況であることを表します。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

令和5年度	水道事業会計	病院事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.00%		
参考:資金の剰余額 ÷事業の規模	算定値 202.2%（黒字）	算定値 51.0%（黒字）	算定値 17.6%（黒字）

いずれの公営企業会計においても資金不足は発生していません。

(4) 市有財産の状況

本市の所有する公有財産（土地および建物）の規模は、次のとおりとなります。行政財産の土地の増加は、安土中学校用地の寄附取得や竹町墓地造成予定地等の購入による増加、建物の減少については、改良住宅の譲渡を進めたことによるものです。

土地開発基金は、公共事業の円滑な推進を図るうえで公共用地の先行取得のために設けられたもので、一定の資金を運用している基金（定額運用基金）です。

				令和5年度	令和4年度	前年度残高対比
公有財産	行政財産	土地	㎡	4,919,983.16	4,732,478.69	187,504.47
		建物	㎡	340,512.65	341,292.68	▲ 780.03
	普通財産	土地	㎡	1,132,739.53	1,132,423.74	315.79
		建物	㎡	7,346.40	7,346.40	0.00
	計	土地	㎡	6,052,722.69	5,864,902.43	187,820.26
		建物	㎡	347,859.05	348,639.08	▲ 780.03
土地開発基金 千円				1,159,228	1,158,047	1,181
現金 千円				626,816	625,635	1,181
土地 千円				532,412	532,412	0
㎡				16,247.73	16,247.73	0.00

(5) 公会計制度による財務状況(財務書類4表)

現在の自治体会計は、現金主義であることからなじみやすい反面、市が投資してきた資産、借入金といったストック情報、行政サービス提供のために発生したコスト情報については不十分です。これを補完するのが、企業会計的な視点から作成する「新地方公会計制度」の財務書類4表です。

平成28年度決算から全国統一的な基準により作成し、本市ホームページで公表しております（公表場所は下記のとおり）。なお、令和5年度決算分については、各企業会計や第3セクターの決算等の連結処理や固定資産台帳の整理などが完了した後、公表いたします。

近江八幡市役所のホームページ <https://www.city.omihachiman.lg.jp>

ホーム > 行政情報 > 行財政 > 決算 > 令和5年度決算

> 地方公会計財務書類4表（統一的な基準）

【あとかき】

令和5年度は依然として新型コロナウイルス感染症の影響が残り、エネルギー・食料品等が物価高騰する状況下において、市民・事業者への支援対策に傾注し、臨機応変かつ躊躇なく積極的に取り組みました。

急速に変化していく社会構造に対応することが求められている中で、社会保障関係経費の増大や頻発化する自然災害への対応といった課題への対応も必要となっています。このような情勢下で、大型施設整備等に多額の市債発行による対応を行えば、公債費（市債残高）が増加することから市の財政を圧迫するとともに財政の硬直化を招くこととなります。

こういった状況に陥ることを避けるため、令和2年度に令和6年度までを期限とする中期財政計画を策定し、市債残高の縮減や積立金残高の確保に向けた取り組み目標を定め、基金の有効活用や繰上償還を実施することで市債残高の縮減を図るなど、将来を見据えた財政健全化に努めています。

・用語解説

語句		解説
歳入	地方譲与税	一旦国税として徴収された税から地方自治体に対して再分配（譲与）されるお金。
	地方交付税	地方自治体間の財源の不均衡を調整し、全ての自治体が一定の行政水準を維持できるよう財源を保障するため、財源が不足する地方自治体に対して国から交付されるお金。
	国庫支出金 ・県支出金	国や県から使い道を指定して交付されるお金。
	繰入金	積立金（貯金）を取り崩して普通会計に繰り入れたお金や特別会計から普通会計に繰り入れたお金。
	自主財源	地方自治体が独自に収入額を決められるお金。（例：市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金等）
	依存財源	国や県の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする収入で、地方自治体が独自に収入額を決められないお金。（例：地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債など）
	一般財源	市税や地方譲与税、地方交付税等の財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できるお金。
歳出	扶助費	子どもや高齢者、障がい者等に対し社会保障制度の一環として地方自治体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方自治体が単独で行っている扶助（援助）に要する経費。
	物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方自治体が支出する消費的性質の経費。（例：消耗品費や備品購入費、光熱水費、委託料等）
	補助費等	地方自治体から各種団体に対する補助金・助成金等や他の地方自治体等に対する支出などの経費。
	繰出金	普通会計から特別会計や公営企業会計（水道、下水道、病院）に対して支出される経費。
	普通建設事業費	道路や学校・市民利用施設などの施設・インフラ整備等に要する経費。
市債・積立金	臨時財政対策債	地方財源の不足に対応するため、各自治体において発行が認められる地方債で、通常の地方債と異なり一般財源として取り扱うお金。国が地方交付税として配るお金の不足分を国と地方自体が折半して借入を行う。この臨時財政対策債の元利償還金相当額は、後年度に地方交付税の算定において算入される。
	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。
	減債基金	歳入の減等に関係なく支出しなければならない公債費の償還（借金の返済）を計画的に行うための積立金。
	公共施設等整備基金	義務教育施設、公益施設、清掃施設などの公共施設の整備に要する経費に充てるための積立金。
	ふるさと応援基金	ふるさと応援寄附金を寄付者の意向する事業やまちづくりの経費に充てるための積立金。



滋賀県近江八幡市総務部財政課

所 在 地：〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236

市ホームページ（トップ）：<https://www.city.omihachiman.lg.jp>

財政課メールアドレス：010412@city.omihachiman.lg.jp

市 役 所 代 表：0748-33-3111

財 政 課 直 通：0748-36-5750

F A X：0748-32-3237